

消防予第 369 号
平成 30 年 6 月 1 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消 防 庁 次 長

消防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年省令第 34 号。以下「改正規則」という。）が平成 30 年 6 月 1 日に公布されました。

今回の改正は、

- ・住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が平成 30 年 6 月 15 日に施行され、住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 272 号）により、住宅宿泊事業に係る事前の届出が同年 3 月 15 日から開始されることが決定されたこと
 - ・旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 98 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、客室の最低面積基準が収容定員一人当たり 3.3 m²以上とするよう緩和されたとともに、「簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について」（平成 29 年 12 月 15 日付け生食発 1215 第 3 号）により、複数の簡易宿所において共同で玄関帳場等を設置する場合の取扱いについて示されたこと
- 等に伴い、共同住宅の一部が消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第一（5）項イの用途に供される防火対象物が今後増加することが想定されることから、こうした施設における消防用設備等の設置基準を合理化する等の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 消防法施行規則（昭和 36 年総務省令第 6 号。以下「規則」という。）に関する事項（改正規則第 1 条関係）

1 スプリンクラー設備の設置基準の見直しについて

11 階建て以上の共同住宅の一部を令別表第一（5）項イとして利用するこ

とで、当該施設が令別表第一（16）項イ（規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。以下同じ。）に位置付けられることとなる結果、10階以下の階の部分にもスプリンクラー設備の設置が義務付けられるが（令第12条第1項第3号）、当該部分へのスプリンクラー設備の設置を免除する条件を新たに規定したこと（令第12条第1項第10号及び同項第11号ハの要件に該当する場合を除く。）。

2 誘導灯の設置基準の見直しについて

共同住宅の一部を令別表第一（5）項イとして利用することで、令別表第一（16）項イに位置付けられることとなる結果、当該防火対象物全体に誘導灯の設置が義務付けられるが（令第26条第1項第1号）、10階以下の階の誘導灯の設置を免除する条件を新たに規定したこと。

3 その他の事項

その他関係規定について所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第二 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）に関する事項（改正規則第2条関係）

1 対象となる施設の追加について

令第29条の4第1項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置することができる施設として、新たに共同住宅の一部を令別表第一（5）項イとして利用する防火対象物を加えることとしたこと。

2 共同住宅用スプリンクラー設備による代替の基準について

令別表第一（16）項イである10階建て以下の特定共同住宅等において、令別表第一（5）項ロ部分に必要となるスプリンクラー設備の共同住宅用スプリンクラー設備による代替を認めるようにしたこと。

3 その他の事項

その他関係規定について所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第三 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）に関する事項（改正規則第3条関係）

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設に、延べ面積が300㎡以上500㎡未満の共同住宅の一部を令別表第一（5）項イとして利用する防火対象物（令別表第一（5）項イの部分の床面積が300㎡

未満のものに限る。)を加えることとしたこと。

第四 施行期日等に関する事項（改正規則附則関係）

1 施行期日に関する事項

公布の日から施行することとしたこと。

2 その他の事項

今回の改正規則の基本的な考え方や具体例については、別途事務連絡を参考にされたいこと。

○総務省令第三十四号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第一号、第三号及び第九号、第二十一条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第一項ただし書、第二十九条の四第一項並びに第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月一日

総務大臣 野田 聖子

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)
第十二条の二 [略]

(スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)
第十二条の二 [同上]

一 [略]

一 [同上]

二 [イ〜ハ 略]

二 [イ〜ハ 同上]

ハの開口部には、建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

ハの開口部には、建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

〔イ〕〔ロ 略〕

〔イ〕〔ロ 同上〕

〔2・3 略〕

〔2・3 同上〕

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 [略]

第十三条 [同上]

一 令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(ロ)項ロ並びに(イ)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(イ)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号及び次号、第二十八条の二第一項第四号及び第四号の二並びに同条第二項第三号及び第三号の二において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、十階以下の階に存する同表(イ)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するもの十階以下の階（同表(イ)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の防火対象物にあつては、当該部分が存する階並びに同表(イ)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上の階にあつては千五百平方メートル以上ものを除く。）

一 令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(ロ)項ロ並びに(イ)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(イ)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、同表(イ)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するもの十階以下の階

〔イ〜ハ 略〕

〔イ〜ハ 同上〕

ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する開口部にあつては特定防火設備である防火戸に限り、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避

ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する開口部にあつては特定防火設備である防火戸に限り、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる

難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

〔イ・ロ〕略

〔ホ〕略

〔二〕 令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項イ及びロ並びに(六)項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するもの十階以下の階(同表(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三千平方メートル以上の防火対象物にあつては、当該部分が存する階並びに同表(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上の階にあつては千五百平方メートル以上のものを除く。)

イ 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、特定防火設備である防火戸(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸(防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

〔イ〕 随時閉鎖することができる、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

〔ロ〕 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び七十五センチメートル以下であること。

ホ 令別表第一(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる用途に供する各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができものをいう。)の床面積がいずれも百平方メートル以下であること。

〔二〕 略

2

一 〔略〕

部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

〔イ・ロ〕 同上

〔ホ〕 同上

〔新設〕

〔二〕 同上

2

一 〔同上〕

「イ・ロ 略」

ハ ロの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

〔イ〕・〔ロ〕 略

〔二〕 略

〔三〕 略

〔3〕 略

（自動火災報知設備の感知器等）

第二十三条 〔略〕

〔2〕 略

3 令第二十一条第三項の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、標示温度が七十五度以下で種別が一種のものとする。

〔4〕・〔9〕 略

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条 〔略〕

〔2〕・〔3〕 略

4 〔略〕

〔一〕 略

二 屋上広場に面する窓及び出入口に防火戸が設けられているもので、かつ、当該出入口から避難橋に至る経路は、避難上支障がないものであること。

〔三〕 略

5 〔略〕

一 〔略〕

イ 〔略〕

ロ 開口部に防火戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。

〔ハ〕・〔ヘ〕 略

〔二〕・〔三〕 略

〔6〕 略

7 〔略〕

〔一〕 略

二 屋上広場に面する窓及び出入口に、防火戸が設けられていること。

「イ・ロ 同上」

ハ ロの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

〔イ〕・〔ロ〕 同上

〔二〕 同上

〔三〕 同上

〔3〕 同上

（自動火災報知設備の感知器等）

第二十三条 〔同上〕

〔2〕 同上

3 令第二十一条第三項の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内のものとする。

〔4〕・〔9〕 同上

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条 〔同上〕

〔2〕・〔3〕 同上

4 〔同上〕

〔一〕 同上

二 屋上広場に面する窓及び出入口に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入り戸が設けられているもので、かつ、当該出入口から避難橋に至る経路は、避難上支障がないものであること。

〔三〕 同上

5 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 開口部に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入りの戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。

〔ハ〕・〔ヘ〕 同上

〔二〕・〔三〕 同上

〔6〕 同上

7 〔同上〕

〔一〕 同上

二 屋上広場に面する窓及び出入口に、特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入りの戸が設けられていること。

〔三〕 略
（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）
第二十八条の二 〔略〕

〔一〕三 略
四 前三号に掲げるもののほか、合別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に存する同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するもの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。）

〔イ〕ハ 略
ニ ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

〔イ〕・〔ロ〕 略
〔ホ〕 略

四の二 前各号に掲げるもののほか、合別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項イ及びロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せずかつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するものの同表(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。）

イ 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

〔三〕 同上
（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）
第二十八条の二 〔同上〕

〔一〕三 同上
四 前三号に掲げるもののほか、合別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するもの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分（地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。）

〔イ〕ハ 同上

ニ ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

〔イ〕・〔ロ〕 同上
〔ホ〕 同上

〔新設〕

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び七十五センチメートル以下であること。

ホ 令別表第一(四)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

〔五〕 略

2

〔一・二〕 略

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に存する同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階(地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。)

〔イ〕ハ 略

ニ ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸(防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

〔イ〕ロ 略

〔ホ〕 略

三の二 前各号に掲げるもののほか、令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項イ及びロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するものの同表(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階(地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。)

イ 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)(の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口

〔五〕 同上

〔同上〕

〔一・二〕 同上

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。)

〔イ〕ハ 同上

ニ ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

〔イ〕ロ 同上

〔ホ〕 同上

〔新設〕

部の面積が四平方メートル以下であること。

二 ハの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができるが、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 令別表第一(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

〔四・五 略〕

〔3 略〕

(連結送水管に関する基準の細目)

第三十一条 〔略〕

〔一〇四の二 略〕

五 〔略〕

〔イ 略〕

ロ 日本工業規格G三三四二、G三三四八、G三四五二、G三五四四若しくはG三四九九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。

ただし、配管の設計送水圧力（ノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカル（フオグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フオグガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧力とする。）以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下この号において同じ。）が一メガパスカルを超える場合には、日本工業規格G三三四八に適合する管、G三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはG三四九九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。

ハ 管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。ただし、配管の設計送水圧力が一メガパスカルを超える場合に用いる管継手は、次に掲げるものその他これらと同等以上の強度、耐食

〔四・五 同上〕

〔3 同上〕

(連結送水管に関する基準の細目)

第三十一条 〔同上〕

〔一〇四の二 同上〕

五 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 日本工業規格G三三四二、G三三四八、G三四五二、G三五四四若しくはG三四九九に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。

ただし、配管の設計送水圧力（ノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカル（フオグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フオグガン等が有効に機能する放水圧力として消防長又は消防署長が指定する放水圧力とする。）以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。以下この号において同じ。）が一メガパスカルを超える場合には、日本工業規格G三三四八若しくはG三四五四に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のもの若しくはG三四九九に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を用いなければならない。

ハ 管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。ただし、配管の設計送水圧力が一メガパスカルを超える場合に用いる管継手には、フランジ継手にあつては日本工業規格B二二三九若

性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。

Ⅱ (イ) フランジ継手にあつては、日本工業規格 B 二二三九又は B 二二二〇に適合する管継手のうち呼び圧力十六 K 以上のものに適合するもの

Ⅱ (ロ) フランジ継手以外の継手にあつては、日本工業規格 B 二三〇九に適合するもの又は B 二二三二若しくは B 二二三三 (G 三四六八を材料とするものを除く。) に適合する管継手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上 (材料に G 三四五九を用いるものにあつては呼び厚さでスケジュール十以上) のものに適合するもの

〔表略〕
〔二〇チ略〕
〔六〇十略〕

しくは B 二二二〇に適合する管継手のうち呼び圧力十六 K 以上のものに適合するもの、フランジ継手以外の継手にあつては日本工業規格 B 二三一二若しくは B 二三一三 (G 三四六八を材料とするものを除く。) に適合する管継手のうち呼び厚さでスケジュール四十以上 (材料に G 三四五九を用いるものは、呼び厚さでスケジュール十以上) のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管継手を用いなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔表 同上〕
〔二〇チ 同上〕
〔六〇十 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第二条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定共同住宅等 令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物(同表(五)項イ及び(六)項口並びに(六)項口及び(六)に掲げる防火対象物(同表(六)項口及び(六)に掲げる防火対象物(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(五)項イ並びに(六)項口及び(六)に掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることが出来るものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも百平方メートル以下であつて、同表(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の二分の一以上のものに限る。)であつて、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。
- 二 住戸利用施設 特定共同住宅等の部分であつて、令別表第一(五)項イ並びに(六)項口及び(六)に掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。
- 三 特定住戸利用施設 住戸利用施設のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。

【イ・ロ 略】

- 二 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分で令別表第一(五)項イ並びに(六)項口及び(六)に掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ。)
- (共用室、管理入室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。)
- 【三〇十八 略】

(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)

第三条 特定共同住宅等(住戸利用施設を除く。)において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定共同住宅等 令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物(同表(五)項イ並びに(六)項口及び(六)に掲げる防火対象物(同表(六)項口及び(六)に掲げる防火対象物(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(六)項口及び(六)に掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることが出来るものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも百平方メートル以下であるものに限る。)であつて、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。
- 二 福祉施設等 特定共同住宅等の部分であつて、令別表第一(六)項口及び(六)に掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。
- 三 特定福祉施設等 福祉施設等のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。

【イ・ロ 同上】

- 二 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分で令別表第一(六)項口及び(六)に掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ。)
- (共用室、管理入室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。)
- 【三〇十八 同上】

(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)

第三条 特定共同住宅等(福祉施設等を除く。)において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型		
階数		

特定共同住宅等の種類	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型		
階数		

								二方向避難 型特定共同 住宅等
								地階を除く階数が五以下のもの
								消火器具 屋内消火栓設備（第三項第二号イ（ロ）及び（ハ）に掲げる階及び部分に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
								住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備 及び共同住宅用非常警報設備
								開放型特定 共同住宅等
								地階を除く階数が五以下のもの
								消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
								住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備 及び共同住宅用非常警報設備
								開放型特定 共同住宅等
								地階を除く階数が六以上のもの
								消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備
								住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備

								二方向避難 型特定共同 住宅等
								地階を除く階数が五以下のもの
								消火器具 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
								住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備 及び共同住宅用非常警報設備
								開放型特定 共同住宅等
								地階を除く階数が十以下のもの
								消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備
								住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備
								開放型特定 共同住宅等
								地階を除く階数が十一以上のもの
								消火器具 屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
								住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備

			二方向避難・開放型特定共同住宅等	その他の特定共同住宅等
	地階を除く階数が十一以上のもの	地階を除く階数が十以下のもの	地階を除く階数が十以下のもの	地階を除く階数が十以下のもの
自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	消火器具 屋内消火栓設備 屋内消火栓設備(第三項第二号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備	消火器具 屋内消火栓設備(第三項第二号イロ及びハに掲げる階及び部分に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	消火器具 屋内消火栓設備(第三項第二号イロ及びハに掲げる階及び部分に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
			住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備 及び共同住宅用非常警報設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

			二方向避難・開放型特定共同住宅等	その他の特定共同住宅等
	地階を除く階数が十一以上のもの	地階を除く階数が十以下のもの	地階を除く階数が十以下のもの	地階を除く階数が十以下のもの
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	消火器具 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	消火器具 屋内消火栓設備(十一階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備
			住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備

<p>屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>3 〔略〕</p> <p>一 〔一〕 略</p> <p>二 〔略〕</p> <p>イ 次の(イ)から(ロ)に掲げる階又は部分に設置すること。</p> <p>Ⅱ (イ) 特定共同住宅等の十一階以上の階及び特定住戸利用施設（十階以下の階に存するものに限る。）</p> <p>Ⅲ (ロ) 特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が三千平方メートル以上のものの階のうち、当該部分が存する階（イ）に掲げる階及び部分を除く。）</p> <p>Ⅳ (ハ) 特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が三千平方メートル未満のものの際のうち、当該部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては千平方メートル以上、四階以上十階以下の階にあつては千五百平方メートル以上のもの（イ）に掲げる階及び部分を除く。）</p> <p>三 〔ロ〕チ 略</p> <p>三 〔イ〕ホ 略</p> <p>Ⅳ 〔ト〕 略</p> <p>四 〔イ〕ハ 略</p> <p>ニ 住戸利用施設に設ける住戸用自動火災報知設備にあつては、住戸利用施設で発生した火</p>
------------------------------	---

<p>るものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>3 〔同上〕</p> <p>一 〔一〕 同上</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>イ 特定共同住宅等の十一階以上の階及び特定福祉施設等（十階以下の階に存するものに限る。）に設置すること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>三 〔ロ〕チ 同上</p> <p>三 〔イ〕ホ 同上</p> <p>Ⅳ 〔ト〕 同上</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ハ 同上</p> <p>ニ 福祉施設等に設ける住戸用自動火災報知設備にあつては、福祉施設等で発生した火災を</p>
--	---

災害、当該住戸利用施設の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

〔ホ・ヘ 略〕

4

一 〔略〕

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（前項第二号イに掲げる部分に限り、特定住戸利用施設を除く。）又は開放型特定共同住宅等（前項第二号イに掲げる部分のうち十四階以下のものに限り、特定住戸利用施設を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁並びに天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ 十階以下の階に存する特定住戸利用施設を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定住戸利用施設に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定住戸利用施設に限る。）。

二 住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。） 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

（必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第四条 特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）において、火災時に安全に避難することを支援する性能（以下「避難安全支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

〔表 略〕

2 住戸利用施設において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

〔表 略〕

〔3・4 略〕

、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

〔ホ・ヘ 同上〕

4

一 〔同上〕

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁並びに天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ 十階以下の階に存する特定福祉施設等を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定福祉施設等に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定福祉施設等に限る。）。

二 住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。） 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

（必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）

第四条 特定共同住宅等（福祉施設等を除く。）において、火災時に安全に避難することを支援する性能（以下「避難安全支援性能」という。）を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

〔表 同上〕

2 福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性性能を有する消防の用に供する設備等とする。

〔表 同上〕

〔3・4 同上〕

5 住戸、共用室及び管理人室（住戸利用施設にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラ
 ー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設
 置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は
 住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

5 住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラ
 ー設備を前条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設
 置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住
 戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第三条 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義) 第二条 「略」 一 「略」 「イ・ロ 略」 ハ ロに掲げる防火対象物以外の令別表第一(四)項イに掲げる防火対象物(同表(五)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(五)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が三百平方メートル未満のものに限る。)のうち、延べ面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの 「二 略」 第三条 「略」 2 「略」 「一 略」 二 「略」 「イ・ロ 略」 ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(第二条第一号イ(1)、ロ(1)及びハに掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。) 「三 略」 「3 略」</p>	<p>(用語の定義) 第二条 「同上」 一 「同上」 「イ・ロ 同上」 「新設」 「二 同上」 第三条 「同上」 2 「同上」 「一 同上」 二 「同上」 「イ・ロ 同上」 ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(第二条第一号イ(1)及びロ(1)に掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。) 「三 同上」 「3 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。